解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

東京都千代田区紀尾井町三番二九号

社団法人日本食糧協会

代表清算人　加藤欽一郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一八番四号

財団法人アリオン音楽財団

清算人　江戸　京子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目二番二三号

財団法人東急弘潤会

清算人　葛西　連二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

新潟市西蒲区夏井九五五番地

財団法人夏井財団

代表清算人　山上　清門

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

福井県今立郡池田町志津原第一四号一七番地

財団法人池田屋

清算人　杉本　博文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

名古屋市東区豊前町三丁目三二番地

財団法人名古屋市リサイクル推進公社

代表清算人　神下　豊

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

愛知県一宮市音羽一丁目五番一七号

財団法人一宮市ききょう会館管理公社

代表清算人　森　昌宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

愛知県春日井市気噴土地区画整理組合

春日井南気噴土地区画整理組合

代表清算人　野田　恭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

三重県津市島崎町三一四番地

社団法人三重県雇用開発協会

清算人　山際　照男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日京都府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

京都府亀岡市曽我部町南条屋敷二七番地

社団法人南條報徳社

代表清算人　須田　重治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

大阪市中央区伏見町四丁目二番六号

財団法人勤労者住宅協会

代表清算人　山本　憲治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月五日兵庫県姫路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地

姫路市西蒲田下野土地区画整理組合

清算人代表　隅田　良一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

鳥取県八頭郡八頭町宮谷二〇〇番地一

財団法人八頭町農業公社

代表清算人　井山　愛治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富二四七五番地九〇

財団法人岩美町農業振興公社

代表清算人　榎本　武利

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

岡山県井原市井原町三一一番地一

財団法人井原市文化・スポーツ振興財団

代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

岡山県美作市江見九四五番地

財団法人バレンタインパーク作東振興公社

代表清算人　安東　美孝